

しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第一号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事務その他市町村が実施する児童の健全な育成前二項の児童の安全の確認を行うための措

（出頭要求等）

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭する事を求め、児童委員又は児童の保護者をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示されなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めるときは、内閣

府令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他の必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検又は搜索をさせることは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所に所在する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の立入り及び調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問をさせることができることができる。

3 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問をさせなければならない。

4 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問をさせなければならない。

5 都道府県知事は、許可状による立入り及び調査又は質問をさせなければならない。

6 第一项の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示されなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正當な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合においては、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

第九条の四 都道府県知事は、第八条の二第一項の規定による臨検又は搜索の夜間執行の制限

2 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間に

は、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、記載がなければ、日没から日の出までの間に

は、してはならない。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の全の確認及び安全の確保に万全を期する観点か

いて、児童虐待が行われている疑いがあるときには、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所に所在する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問が行われること。

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

（身分の証明）

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（責任者の立会い）

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができない。

（臨検又は搜索に際しての必要な処分）

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする際は、何人に對しても、許可を受けることによって、その場所に出入りすることを禁止する。

（責任者の立会い）

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができない。

（責任者の立会い）

第九条の十 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際して必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 (公布の日)

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続を行なうものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織

法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月二二日法律第七七号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略
二 附則第十一条の規定（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号））

〇二号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中民法第八百二十二条を削り、同法第八百二十一條を同法第八百二十二条とし、同法第八百二十条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)